

ニジマス管理釣り場の設置及び運営について

令和6年9月

岐阜県

目 次

1	ニジマス流出事案について……………	2
2	ニジマス管理釣り場の設置及び運営に係る手続きの見直しについて…	3
	参考資料 1 : 新たな管理釣り場設置に係る手続きの流れ……………	8
	参考資料 2 : 漁場利用に関する要領……………	10

1 ニジマス流出事案について

令和6年2月1日に開設した長良川の管理釣り場において、2月19日の降雨と融雪による増水により、川の水位が管理釣り場の魚止め施設を超えたため、ニジマスの一部が施設外に流出する事案が発生した。

管理釣り場の設置の背景としては、遊漁者の減少に伴う遊漁料収入の減少や漁業協同組合の組合員への新規加入者の減少、高齢化に伴う組合員数の減少などの要因により、漁業協同組合の経営状況が悪化しているなかで、新たな遊漁者の掘り起こしにつながるよう、「岐阜県水産業振興計画」にならい、若い遊漁者を増やすために、人気のルアー釣りに注目したものである。

実際、冬季にニジマスの管理釣り場を開設し、漁業協同組合の経営改善につなげようという取り組みは、全国で実践されて実際に効果を上げている。また、地域の人流増への貢献、冬季の観光資源としての活用も見据えた取り組みとしても位置付けられるものである。加えて、管理釣り場においてニジマスが対象魚種として利用される背景として、管理釣り場が主に開設される冬季には、アマゴやイワナといった在来魚種が、県漁業調整規則において採捕禁止であることがあり、水産振興のうえで長年の課題となっている。

当該管理釣り場の設置に係る経緯は以下のとおりである。

県は、長良川漁業協同組合からの要望を受け、当該管理釣り場設置予定場所を含む長良川のニジマス漁業を含む漁場計画（案）について、令和5年9月20日に内水面漁場管理委員会の審議を経て、漁場計画を公示した。同組合は、令和5年11月28日、県に対して漁業権の免許申請を行うとともに、同組合の遊漁規則及び漁業権行使規則の認可を申請した。これに対して、県は、同年12月に内水面漁場管理委員会の審議を経て、令和6年1月1日付けで漁業権の免許、遊漁規則及び漁業権行使規則を認可した。その後、同組合は、国から河川法に基づく河川の一時占用許可を受け、令和6年2月1日に管理釣り場をオープンへと至った。なお、ニジマスの流出以降、当該管理釣り場は営業を中止し、施設は撤去され、同組合は、今後の管理釣り場の設置を行わないことを決めている。

県では、令和6年5月8日及び6月6日の2回にわたり、専門家からの意見を聴取しながら、今後、管理釣り場からのニジマスの流出が起こることの無いよう、事案の検証を進め、それをもとに管理釣り場の設置及び運営に係る手続きの見直しを行うこととした。

2 ニジマス管理釣り場の設置及び運営に係る手続きの見直しについて

【事案検証からの課題】

事案検証を行った結果、以下の課題があった。

1つ目、管理釣り場の設置場所について、地域の歴史、文化、産業などに悪影響を与えないか総合的な判断が必要であること。2つ目、釣り場施設について、増水する中で短時間に撤去しなくてはならない状況を想定すると、撤去しやすい構造や規模など構造的な検討が必要であること。3つ目、撤去計画について、施設と撤去判断基準との関係を明確にしておくとともに、人員招集や資材調達などの計画通りに実施されるよう準備しておく必要があること。4つ目、危機管理体制については、緊急時の行動が計画的に実行できるよう、危機管理に係る情報源を適切なものにするとともに、役割の明確化や異常時の連絡判断が遅滞なく行えるようなモニタリング体制の構築が必要であること。

【今後の申請等手続き】

(1) 新たなニジマス管理釣り場

「漁場利用に関する要領」を改正し、遊漁規則認可申請の3カ月前までの事前協議を定め、申請予定者に対し、釣り場施設、ニジマスの撤去計画、危機管理体制、河川管理者への情報提供の有無、地域関係者等への協議と説明の状況を追加した特定釣り場開設計画書の事前提出を求めることとする。

特定釣り場開設計画書の提出があった場合は、設置場所について、ニジマスの管理釣り場が適切な場所に設置されるよう、観光、文化、環境などの面から総合的に確認する。また、釣り場施設及び撤去計画について、ニジマスが逃げ出さないように管理し、増水時には計画的にニジマスを撤去できる計画となっているか確認する。危機管理体制については、緊急時の行動が計画的に実行できるよう、情報収集、連絡体制等、確実な体制となっているか確認する。

具体的な確認事項としては、別表1に示す項目があげられる。

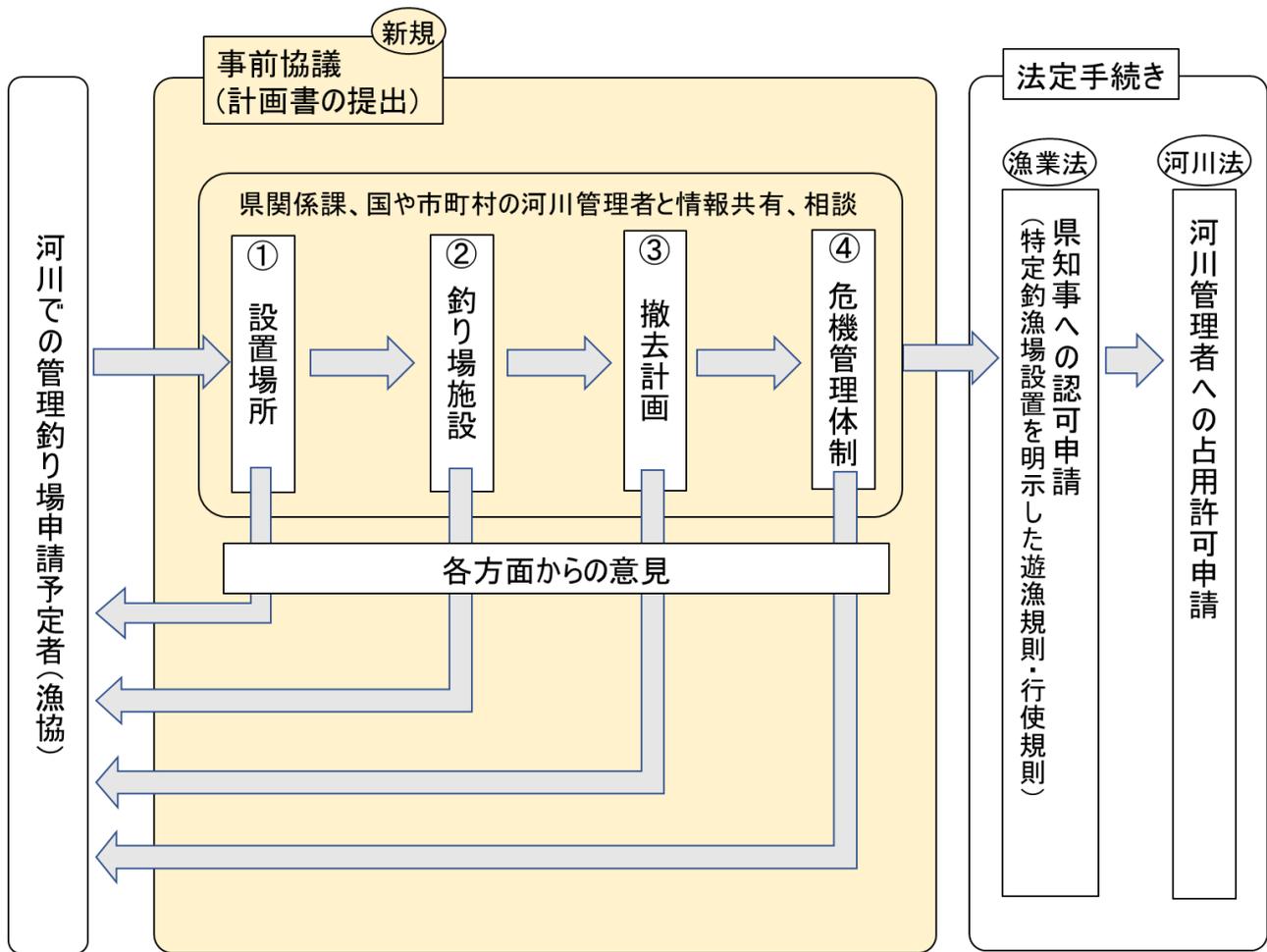
確認体制としては、県関係課（清流の国づくり政策課、環境生活政策課、文化伝承課、観光国際政策課、里川・水産振興課、河川課、県管理河川においては土木事務所）及び国や市町村の河川管理者で構成する調整会議を設け、新たに設置する管理釣り場への意見を

聴取することとし、必要に応じ、専門家委員の意見を聴取する。その際、意見があった場合は、申請予定者に通知し、その対応について報告を求める。

<別表 1 新たなニジマス管理釣り場に係る確認事項>

<p><設置場所></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 観光的に重要な場所となっていないか。<input type="checkbox"/> 文化的に重要な場所となっていないか。<input type="checkbox"/> 自然環境に大きな影響を与える場所ではないか。<input type="checkbox"/> 撤去が必要となるような増水が頻繁に起こる場所ではないか。<input type="checkbox"/> 増水時のニジマス撤去が容易な場所か。<input type="checkbox"/> 地域関係者等の理解が得られているか。
<p><釣り場施設及び撤去計画></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ニジマスが逃げ出さないように管理できる施設（構造）か。<input type="checkbox"/> 施設は、増水時に容易に網を引くことができるなど、計画的にニジマスを撤去可能な構造か。<input type="checkbox"/> いつ、誰が、どのようにニジマスを撤去するのかなど、計画は現実的か。<input type="checkbox"/> 過去水位から、撤去が必要となる増水がどのくらい発生するか想定はされているか。
<p><危機管理体制></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 天気予報、水位観測値など、撤去の判断等に必要な情報源の設定は最適か。<input type="checkbox"/> 遅滞なく情報判断が可能となるよう、情報収集担当者・責任者の設置、情報収集トリガーが明確になっているか。<input type="checkbox"/> 関係者のリスト化、連絡手段の複系統化、連絡状況の確認方法の明確化など、連絡手段（連絡網）の確実性が確保されているか。<input type="checkbox"/> 緊急時の行動が計画的に実行できるよう、連絡責任者、判断責任者、作業責任者などが明確になっているか。

<新たなニジマス管理釣り場に係る対応フロー>



(2) 既存のニジマス管理釣り場

運営中に常時ニジマスがいる既存の管理釣り場では、増水によるニジマスの流出リスクが大きいことから、ニジマスの適正な管理を求めるとし、「漁場利用に関する要領」を改正し、管理釣り場開設者に対し、運営開始前に、開設時の情報に釣り場施設、ニジマスの撤去計画、危機管理体制、河川管理者への情報提供の有無を追加した特定釣り場管理計画書の提出を求めることとする。なお、管理釣り場の運営内容を変更する場合には、新たな管理釣り場の設置に係る手続きを同様に行うこととする。

特定釣り場管理計画書の提出があった場合は、釣り場施設及び撤去計画について、ニジマスが逃げ出さないように管理し、増水時には計画的にニジマスを撤去できる計画となっているか確認する。また、危機管理体制について、緊急時の行動が計画的に実行できるよう、情報収集、連絡体制等、確実な体制となっているか確認する。

具体的な確認事項としては、別表2に示す項目があげられる。

確認体制としては、県関係課（清流の国づくり政策課、環境生活政策課、文化伝承課、観光国際政策課、里川・水産振興課、河川課、県管理河川においては土木事務所）及び国や市町村の河川管理者で構成する調整会議を設け、既存の管理釣り場への意見を聴取することとし、必要に応じ、専門家委員の意見を聴取する。その際、意見があった場合は、管理釣り場開設者に通知し、その対応について報告を求める。

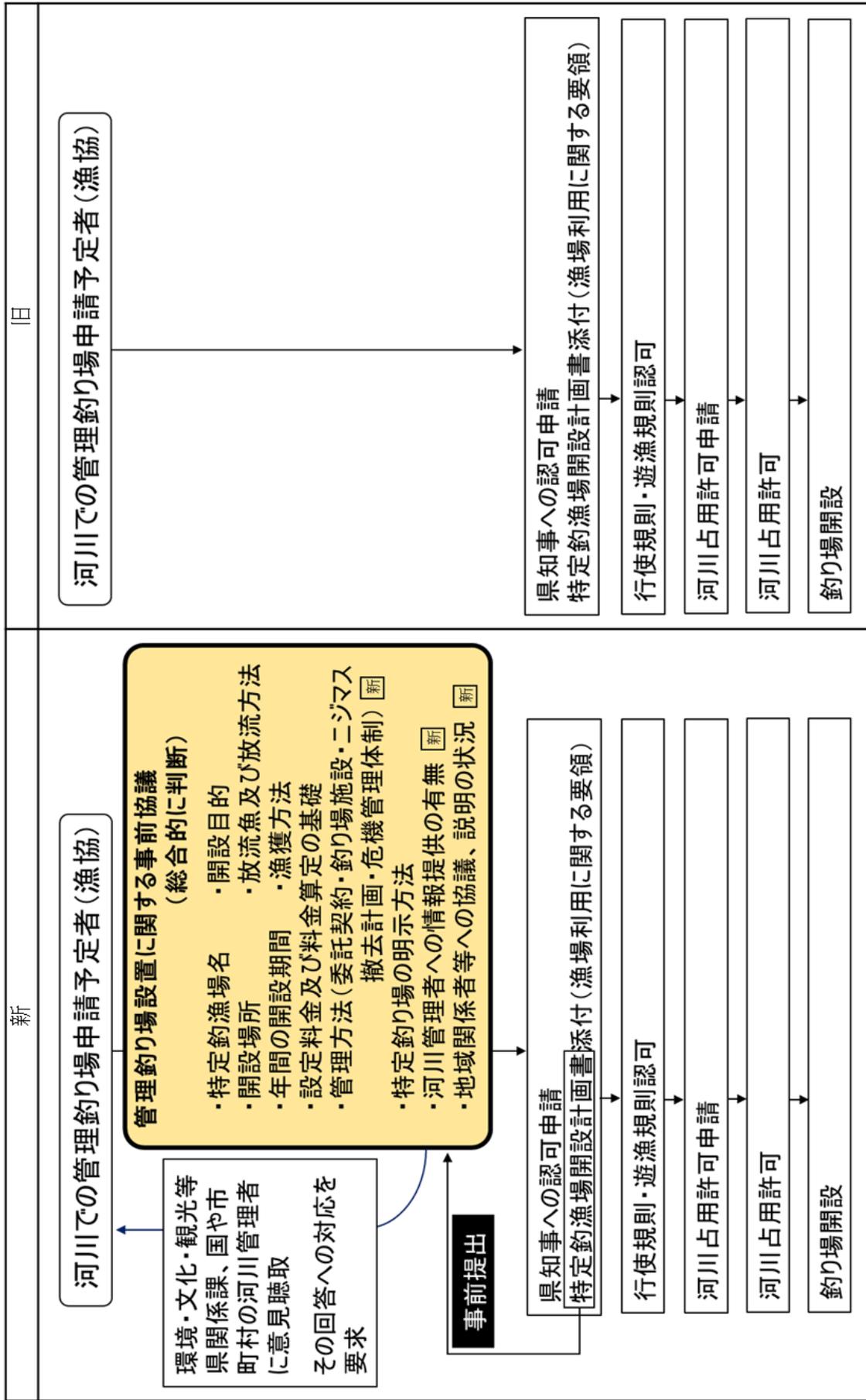
<別表2 既存のニジマス管理釣り場に係る確認事項>

<p><釣り場施設及び撤去計画></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ニジマスが逃げ出さないように管理できる施設（構造）か。<input type="checkbox"/> 施設は、増水時に容易に網を引くことができるなど、計画的にニジマスを撤去可能な構造か。<input type="checkbox"/> いつ、誰が、どのようにニジマスを撤去するのかなど、計画は現実的か。<input type="checkbox"/> 過去水位から、撤去が必要となる増水がどのくらい発生するか想定はされているか。
<p><危機管理体制></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 天気予報、水位観測値など、撤去の判断等に必要な情報源の設定は最適か。<input type="checkbox"/> 遅滞なく情報判断が可能となるよう、情報収集担当者・責任者の設置、情報収集トリガーが明確になっているか。<input type="checkbox"/> 関係者のリスト化、連絡手段の複系統化、連絡状況の確認方法の明確化など、連絡手段（連絡網）の確実性が確保されているか。<input type="checkbox"/> 緊急時の行動が計画的に実行できるよう、連絡責任者、判断責任者、作業責任者などが明確になっているか。

【申請等手続きの周知】

今後、管理釣り場からのニジマスの流出が起こることの無いよう、管理釣り場の開設者となる漁業協同組合に対して説明し、周知徹底を行っていく。

新たな管理釣り場設置に係る手続きの流れ



漁場利用に関する要領

(目的)

第1 この要領は、漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けている第5種共同漁業権漁場内において、釣堀的利用またはC&Rや漁獲尾数制限による利用を図る場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「特定釣漁場」とは、特定の漁場において特定の魚種を濃密に放流し、釣堀的に釣り等を行う漁場をいう。

(1) この要領において、「C&R」とは、特定の漁場において、漁獲の方法を竿釣のみに制限し、漁獲した魚は再放流しなければならない漁場をいう。

(2) この要領において、「漁獲尾数の制限」とは、特定の漁場において、漁獲可能な尾数に制限を設け、それ以上に漁獲した魚は再放流しなければならないことをいう。

(設置の要件)

第3 特定釣漁場を開設するには、第1号から第5号まで（ニジマスを利用した特定釣漁場の開設にあたっては、次の各号）の要件を満たさなければならない。

(1) 特定釣漁場の開設者は、漁業権者である組合とする。

(2) 一般漁場としての利用度が少ない特定区間の有効活用を図るとともに特定釣漁場開設が水産振興、地域振興に貢献することが認められること。

(3) 漁業調整及び増殖事業に支障を及ぼさないと認められること。

(4) 開設について関係法令（河川法等）との調整が図られていること。

(5) 看板、チラシ、HP等広報媒体に特定釣漁場であることを明示すること。

(6) 特定釣漁場の開設が、既存の歴史、文化、観光等の振興、保全に悪影響を及ぼさないと認められること。

2 C&R区または漁獲尾数の制限区を設置するには、次の要件を満たさなければならない。

(1) 漁業調整及び増殖事業に支障を及ぼさないと認められること。

(2) 組合員及び遊漁者に周知が図られること。

(3) 監視体制の徹底が図られること。

(設置規模)

第4 特定釣漁場を開設する区間は、放流魚の密度管理、緊急時の利用者への迅速連絡などが適正に行うことが可能で、一般漁場の縮小を抑えるために流程千メートル程度までとする。

2 C&Rまたは漁獲尾数の制限を設置する区間は、十分な監視が可能であり、かつ他の漁業への影響が少ない範囲とする。

(設置期間)

第5 特定釣漁場が開設できる期間は、漁業権行使規則及び遊漁規則に定める魚種の漁業期間又は遊漁期間の範囲内とする。但し、定めのない魚種については、この限りではない。

2 C&R または漁獲尾数の制限を設置できる期間は、岐阜県漁業調整規則に定める期間の範囲内とする。但し、定めのない魚種については、この限りではない。

(料金等)

第6 組合は、特定釣漁場において釣りをを行う者（組合員及び遊漁者）から釣りに要する料金を徴収することができる。なお、特定釣漁場における収入及び支出については、組合の特別会計で処理することを原則とする。

2 C&R または漁獲尾数の制限漁場での遊漁は当該漁業権漁場の遊漁証もしくは、C&R または漁獲尾数の制限漁場のみの遊漁証を別途定めることができる。

(認可申請)

第7 特定釣漁場を開設しようとする組合は、漁業権行使規則及び遊漁規則に別記1の事項を規定し、知事の認可を受けなければならない。その内容を変更する場合も同様とする。

2 前項の認可申請には、特定釣漁場開設（変更）計画書（別紙様式1）を添付するものとする。

3 C&R または漁獲尾数の制限漁場を設置しようとする組合は、漁業権行使規則及び遊漁規則に別記2、3の事項を規定し、知事の認可を受けなければならない。その内容を変更する場合も同様とする。

4 前項の認可申請には、C&R 設置（変更）計画書（別紙様式2）または漁獲尾数の制限の設置（変更）計画書（別紙様式3）を添付するものとする。

(ニジマスを利用した特定釣漁場の特例)

第8 ニジマスを利用した特定釣漁場を開設しようとする組合は、第7第1項に規定する認可の申請の3か月前までに、特定釣漁場開設（変更）計画書（別紙様式4）を里川・水産振興課長に提出するものとする。その内容を変更する場合も同様とする。

2 里川・水産振興課長は、前項の規定による特定釣漁場開設（変更）計画書の提出があった場合は、清流の国づくり政策課長、環境生活政策課長、文化伝承課長、観光国際政策課長、河川課長及び河川管理者（河川管理者が知事である場合にあっては、土木事務所長）（以下「関係機関」という。）に意見を聴くものとする。

3 里川・水産振興課長は、関係機関から意見が出された場合は、別紙様式5により組合に通知し、意見への対応を求めるものとする。

4 ニジマスを利用した特定釣漁場を開設しようとする組合（第1項の規定による特定釣漁場開設計画書を提出したものに限る。）は、第7第2項の規定にかかわらず、第7第1項の認可申請に第7第2項に規定する特定釣漁場開設計画書の添付を要しない。

(制限事項等)

第9 組合は、特定釣漁場を第三者に貸付してはならない。

- 2 特定釣漁場の対象魚は、漁業権魚種でなければならない。但し、河川の形状あるいは工
作物の設置等により、放流された特定の魚種が、天然のものと混合しない場合を満たす場
合については、この限りではない。
- 3 特定釣漁場への放流は、第5種共同漁業権の増殖指示数量とはみなさない。
- 4 特定釣漁場の上下流端には、境界を明示する標柱等を設置すること。
- 5 特定釣漁場には、漁場の漁場、開設期間及び時間、漁法、料金等を掲示すること。
- 6 C&R または漁獲尾数の制限の上下流端には、境界を明示する標柱等を設置すること。
- 7 C&R または漁獲尾数の制限には、設置期間、漁法等を掲示すること。

付 則

この要領は、令和4年9月5日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に存するニジマスを利用した特定釣漁場（運営期間中に常時ニ
ジマスがいる漁場に限る。）を開設している組合は、令和6年10月10日までに、特定
釣漁場管理計画書（付則別紙様式）を里川・水産振興課長に提出するものとする。
- 3 里川・水産振興課長は、前項の規定による特定釣漁場管理計画書の提出があった場合
は、改正後の第8第2項及び第3項の例により、意見を聴くとともに、その対応を求め
るものとする。